

RYOYO AI Techmate Programサービス利用契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. このRYOYO AI Techmate Programサービス利用契約約款（以下「**本約款**」といいます）は、菱洋エレクトロ株式会社（以下「**当社**」といいます）が提供するRYOYO AI Techmate Programサービスのうち、第7条1項に定める検証プラン（以下「**本サービス**」といいます）の利用者である法人又は個人事業者（以下「**契約者**」といいます）と当社との間において、本サービスの利用に関する一切の契約（以下「**利用契約**」といいます）に対して適用するものです。
2. 当社と契約者が本サービスに関して個別の契約を締結する場合、当該契約が利用契約に優先して適用されるものとします。
3. 契約者と第三者が本サービスに関して利用契約以外の契約を締結する場合、当該契約と利用契約は、重疊的に適用されるものとします。
4. 契約者は利用契約の申込前に必ず本約款の内容を確認し、利用契約の申込を行うに際しては本約款の内容を承諾したものとします。当社は、契約者が本サービスの利用をする場合、本約款の内容に契約者が承諾したものとみなします。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、15日間の予告期間において変更後の契約約款の内容を契約者に対して通知することにより本約款を変更することができるものとします。
2. 契約者と当社とは、前項の予告期間経過時に変更後の契約約款の内容に同意したものとみなします。

第3条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、書面、電子メール又はホームページへの掲載等、当社が適当と判断する通信手段によります。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メール又はホームページへの掲載により行う場合には、当該通知は、インターネット上に配信された時に到達したものとします。

第2章 利用契約

第4条（利用契約の成立）

1. 利用契約の申込は、当社所定の方法に従ってこれを行うものとします。
2. 利用契約は、前項に定める申込につき当社が審査を行い、承諾したときに成立するものとします。

第5条（承諾しない場合）

1. 当社は、利用契約の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は申込者に何らの通知をすることなく、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 利用契約の申込に際し、虚偽の届出をした場合
 - (2) 申込者が利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 当社の競合他社等が事業上の秘密を調査する目的で契約を行う場合
 - (4) 第21条（契約者の責めに帰すべき事由によるサービスの停止）のいずれかの事由に該当するおそれがある場合
 - (5) その他当社が利用契約の締結を適当でないと判断した場合
2. 契約成立後に、契約者が前項に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、何らの通知又は催告をすることなく、本サービスの提供を停止し、その利用契約を解約できるものとします。その場合、解約により契約者に損害が生じたとしても、当社は何ら責任を負いません。

第6条（提供期間）

本サービスの提供期間は本サービスを利用していることを前提とし、別途定めるとおりとします。

第7条（サービスの内容）

1. 本サービスには、以下のサービス内容が含まれます。
 - (1) 当社は、本サービスの利用に係る端末機器等のハードウェア（以下「**本ハードウェア**」といいます）を貸与するものとします。
 - (2) 当社は、本サービスの利用に係るソフトウェア（更新プログラム又は追加物を含み、以下「**本ソフトウェア**」といいます）の環境を提供するものとし、そのために必要な本ソフトウェアの使用を許諾するものとします。
 - (3) その他当社の裁量に基づき提供するサービスが含まれます。
2. 契約者は、その他本サービスの利用に必要なインターネット接続回線の確保等、本サービスの利用に必要な環境を整備するものとします。

第8条（サービスの内容の変更）

1. 当社は本サービスに関してサービスの内容の改良、追加、削減等の変更を行うことが

あります。契約者はこれを予め承諾するものとします。

2. 当社は、前項に定めるサービスの内容の変更を行う際は、契約者へその旨を事前に通知をします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

第9条（本ハードウェアの貸与条件）

1. 当社は、契約者に対し、本ハードウェアを貸与し、契約者はこれを借り受けるものとします。
2. 本ハードウェアの貸与期間は、第6条に規定する本サービスの提供期間と同様とします。
3. 契約者は本ハードウェアの使用に当たり、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱うものとし、この使用に要する費用（消耗品等の購入を含みます）は契約者の負担とします。
4. 契約者は、当社の書面による事前承諾なく、本ハードウェアの改造、加工、移動等、第三者に対する賃借権の譲渡、本ハードウェアの譲渡、転貸又は担保権の設定等の当社の権利を侵害する一切の行為をしてはならないものとします。
5. 本ハードウェアの使用によって第三者に与えた損害については、契約者がこれを賠償するものとします。
6. 契約者は、利用契約の申し込み後、3年以内にNVIDIA Corporationが提供するGPUを組み込んだハードウェアを購入する場合、事前に当社からその購入に係る見積もりを取得するものとし、当社とその購入に関する交渉をすることなく購入してはならないものとします。

第10条（本ハードウェアの引渡し）

1. 本ハードウェアは引渡し時に通常有すべき性能を備えた正常な状態で引き渡されたものとします。
2. 本ハードウェア引き渡し後に契約者の責に帰すことのできない事由によって本ハードウェアが正常に作動しなくなった場合、当社は本ハードウェアを修理又は交換するものとします。この場合において、当社は、故意又は重過失がない限り、契約者に対して損害賠償の責を負わないものとします。

第11条（本ハードウェアの滅失、毀損等）

本ハードウェアの返還までに本ハードウェアが滅失（修理不能又は所有権の侵害を含みます。）、毀損又は本ハードウェアが返還不能になった場合、通常の使用による損耗を除き、その損害の責任は全て契約者が負担するものとします。この場合、契約者は当社に対して代替本ハードウェアの購入費用相当額、又は修理するた

めの費用を支払うものとします。

第12条（本ソフトウェアのライセンス適用範囲）

1. 当社は、契約者に対して本ソフトウェアを使用するために必要な知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいい、以下同様とします。）その他の権利を許諾します。当社はその他の権利をすべて留保します。契約者は本約款で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。契約者は、本ソフトウェアに組み込まれた使用方法を制限する技術的制限に従うものとします。
2. 契約者は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内外の法令に準拠するものとします。
3. その他本ソフトウェアの利用条件は、別途定めるものとします。

第3章 料金

第13条（料金）

本サービスの対価は、無償とします。

第4章 契約者の義務

第14条（情報等の提供）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり当社が指定する契約者の情報（以下「**契約者情報**」といいます）について正確かつ真実の情報を所定の方法により提供するものとします。
2. 契約者は、本サービスに必要な書類を当社の定める書式、方法及び期日にそって提出するものとします。なお、当該書類の提出にかかる費用は契約者の負担とします。
3. 契約者情報に変更があった場合、契約者は、当社の定める書式及び方法により7日以内に当社に到達するよう通知をするものとします。
4. 契約者は、利用契約の申込時及び終了時において、生成AI活用の検証内容及び検証結果を、当社の定める書式及び方法により当社に届け出るものとします。
5. 本条各項の違反に起因し発生した通知の不到達、サービス提供の遅延、その他契約者に生じる不利益について当社は何らの責任を負いません。

第15条（サービスの利用）

1. 契約者は、本約款に従って本サービスを利用するものとします。

2. 前項に違反しない場合であっても当社が本サービスの利用に関し契約者の使用方法等が不適切であると判断し、その是正を要請した場合、契約者は当社の要請に従い適切な対処を行うものとします。
3. 契約者は本サービスの利用に際し第三者による不正アクセス、ウイルス、マルウェアその他のセキュリティ脅威、情報破壊行為、情報を不正に取得する行為等から保護されるよう、合理的なセキュリティ対策を講じるものとします。これらの行為を認識した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

第16条（データ等のバックアップ及び削除）

1. 契約者は、本サービスが本質的に情報の喪失、改変、破壊等の危険が内在するインターネット通信網を介したサービスであることを理解した上で、本サービスの提供期間中、本ハードウェア上において利用、作成、保管、記録等するファイル、データ、プログラム及び電子メールデータ等のすべて（以下「**契約者保有データ**」といいます）を自らの責任において利用し、保管及び管理し、かつ、バックアップをするものとします。
2. 契約者が契約者保有データをバックアップしなかったことによって被った損害について、当社は損害賠償責任を含め何らの責任を負わないものとします。
3. 契約者は、本サービスの提供期間終了後、自らの責において本ハードウェアから契約者保有データ（バックアップを含みます。）を復元不可能な方法で削除するものとします。
4. 契約者が前項に基づき契約者保有データを削除しなかったことによって被った損害について、当社は損害賠償責任を含め何らの責任を負わないものとします。

第17条（その他の責任）

1. 契約者は、本サービスの利用に関連し生じた第三者との間の紛争又は紛争のおそれ（以下「**紛争等**」といいます）の一切について、その性質にかかわらず、自らの責任と費用をもってこれを解決するものとします。
2. 契約者は、自らの責任と費用において、本サービスの不意の事故に備えた措置を講じておくべきものとします。

第18条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本約款において定めた利用の制限事項に違反する行為
- (2) 国内外の法令に違反するおそれのある行為
- (3) 当社又は第三者の権利（知的財産権、プライバシー権及び名誉権を含みますがこれらに限りません）を侵害する、又はそのおそれのある行為

- (4) 不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、ウイルス発信行為、その他の当社又は第三者の運用するコンピュータ等に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (5) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブルすること
- (6) 本ハードウェア又は本ソフトウェアの全部又は一部を第三者に貸与すること
- (7) 本ソフトウェアを複製、変更又は改作すること
- (8) 第三者が複製できるように本ソフトウェアを公開すること
- (9) 本サービスに関連して提供された一切の書面及びデータ並びにこれらを複製又は出力したものの全部又は一部を写真・動画その他記録媒体により撮影し、又は撮影したものを公表（SNSへの投稿を含みます）すること
- (10) 本ハードウェア又は本ハードウェアを設置している室内の、全部又は一部を写真・動画その他記録媒体により撮影し、又は撮影したものを公表（SNSへの投稿を含みます）すること
- (11) 本ハードウェアの構成に係る情報を第三者に提供すること
- (12) 公序良俗に反する、又はそのおそれのある行為
- (13) その他当社が不適切と判断する行為

第19条（第三者によるサービスの利用）

契約者が本サービスを第三者に利用させることはできません。ただし、事前に書面により当社が承諾した場合、契約者は当該第三者に本約款の各条項に同意させ遵守させるものとし、当該第三者の利用に関して一切の責任を負うものとします。

第5章 契約の変更

第20条（契約上の地位の譲渡）

- 1. 契約者は、自らの契約上の地位を譲渡することはできません。
- 2. 当社は、契約者に通知することにより利用契約上の地位を譲渡することがあります。

第6章 サービスの停止等

第21条（契約者の責に帰すべき事由によるサービスの停止）

当社は、契約者が次の項目のいずれかに該当する場合には、利用契約に基づくサービスの提供を何ら事前に通知又は催告することなく停止できるものとします。

- (1) 第4章（契約者の義務）に定める義務に違反する、又はそのおそれがあると当社が

判断した場合

- (2) 本約款に定める義務に違反した場合
- (3) その他当社が契約者として不適当と判断した場合

第22条（サービスの緊急停止）

1. 契約者による本サービスの利用が当社のシステムに著しい負荷や障害を与え、正常なサービス提供が行えないと当社が判断した場合、当社は、本サービスを強制的に緊急停止できるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。
2. 前項の規定は、契約者による本サービスの利用が合法的でかつ技術的に正しい内容で行われた場合であっても、又は、契約者の利用が本約款その他の当社の定めに違反しない場合であっても、適用されるものとします。
3. 契約者が著しい損害を受ける可能性を当社が認識した場合、契約者に通告なく、本サービスの緊急停止を行う場合があります。契約者は、このような緊急停止があることを承諾するものとします。
4. 契約者は、第1項及び第3項に定める緊急停止により契約者保有データが喪失又は破壊される場合があることを理解し、当社に対し当該喪失又は破壊に基づく損害賠償の請求をしないものとします。ただし、当社の故意又は重大なる過失による場合はこの限りではありません。
5. 当社は、契約者からの本サービスの緊急停止要請に関しては、原則としてこれを受付けません。
6. 本サービスの緊急停止をしなかったことによって契約者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大なる過失による場合はこの限りではありません。

第23条（電気設備等に起因するサービス提供の停止又は中止）

1. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合には利用契約に基づくサービスの提供を停止又は中止することがあります。
 - (1) 当社又は当社が利用する電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - (2) 当社又は当社が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき
 - (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止又は中止することにより利用契約に基づくサービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社は前項各号の規定によりサービスの提供を停止又は中止するときは事前にその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第24条（サービスの廃止・休止）

当社は、契約者に対し1週間前までの事前通知をすることにより本サービスの一部又は全部を廃止又は休止できるものとします。本項に基づく本サービスの廃止又は休止の場合、当該サービスにかかる利用契約は、サービス廃止又は休止の日をもって当然に終了します。

第7章 契約の終了

第25条（契約者からの解約）

契約者は、当社所定の方法により当社に通知することにより利用契約を将来に向かって解約することができます。

第26条（当社からの解約）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には契約者に何らの通知又は催告をせずに利用契約を解約することができます。

- (1) 第21条（契約者の責に帰すべき事由によるサービスの停止）第1項各号のいずれかに該当するとき
- (2) 本契約に基づく義務を遂行することができなくなったとき
- (3) 本契約の履行に関し、不正若しくは不当な行為のあったとき、又は本契約を維持しがたい不信行為があったとき
- (4) 仮差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立のあったとき
- (5) 監督官庁から営業停止若しくは営業許可の取消処分を受けたとき、又は営業を廃止したとき
- (6) 第10条第2項に基づく本ハードウェアの修理又は交換に過大の費用又は時間を要するとき
- (7) その他資産、信用、又は支払能力等に重大な変更を生じたとき

第27条（契約終了後のハードウェア・データ）

1. 利用契約が終了した場合には、終了事由の如何にかかわらず、契約者は本ハードウェアを直ちに返還するものとします。
2. 利用契約が終了した場合には、終了事由の如何にかかわらず、当社は本ハードウェア内に残存する契約者保有データを返還又は保管等する義務を負わず、契約者に何らの通知等を行うことなくこれを削除できるものとします。
3. 前2項に基づく返還又は削除によって、契約者が損害を被った場合であっても、当社は、故意又は重過失がない限り、何らの責任を負わないものとします。

第8章 その他

第28条（秘密保持及び個人情報の保護）

1. 当社及び契約者は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の、第三者への開示を想定しておらず性質上秘密として取り扱うべき情報（以下、「秘密情報」といいます）を第三者に開示又は漏えいしないものとします。ただし、法令に基づく開示要請、又は、行政当局若しくは司法当局からの開示要請を受けた場合、当社又は契約者は、相手方の承諾なく当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。
2. 当社は、本サービスの提携先及び当社の関係会社（以下「参加パートナー」といいます）との間で、本サービスの提供に関連して取り扱う個人情報及び契約者の秘密情報を開示できるものとし、契約者はこれを承諾することとします。当社又は参加パートナーに対する個人情報又は秘密情報の開示に契約者以外の第三者（個人情報の本人を含みます）の同意が必要となる場合、契約者は、当社に当該個人情報又は秘密情報を開示する前に、当該第三者から適切に同意を得るものとします。

第29条（免責）

1. 当社は、本ハードウェアについて貸与時の、本ソフトウェアについて許諾時において有している性能のみを担保し、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、有用性を有すること、及び、不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的にも黙示的にも一切の保証を行いません。
2. 本サービスの利用により生じる結果及び本サービスを用いて行った行為の結果について、その理由の如何にかかわらず当社は契約者に対して何らの責任を負いません。
3. 当社は、システムの過負荷、システムの不具合によるデータの破損・紛失に関して一切の責任を負いません。
4. 当社は、契約者による利用サービスの変更又は解約等により生じたデータの破損・紛失等について一切の責任を負いません。
5. 当社は、解約に際して他社のサービス移行に伴う一切のサポート義務を負いません。
6. 当社は、本サービスに関連して生じた契約者及び第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見又は予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負いません。

第30条（損害賠償額の制限）

当社は、本サービスの利用に関し、請求原因の如何を問わず、当社の故意又は過失（重過失を含む。）の有無にかかわらず、契約者に対して一切の損害賠償義務を負いません。

第31条（協力義務）

本約款に定めのない事項について疑義が生じた場合、当社と契約者は、誠意をもって協議し、解決するものとします。

第32条（準拠法及び裁判管轄）

本約款は、日本法に基づき解釈されるものとし、本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025年2月6日制定